

環境モデル都市提案に係る評価のプロセスと方針について

1. 事務局による形式的確認作業

事務局により以下の項目について形式的確認作業を行う。

- ・ 所定の様式による提案であること
- ・ 応募主体が適当であること（原則として市区町村であること）
- ・ 削減目標が設定されていること

2. 環境モデル都市評価・調査検討会による書面審査（1次評価）

a) 実施主体

- ・ 環境モデル都市評価・調査検討会（以下「検討会」という。）

b) 実施目的

- ・ 検討会が行う2次評価に資する書面審査

c) 実施内容

- ・ 検討会は、応募提案について「環境モデル都市選定基準の運用方針」に基づき評価を行う。
- ・ 評価に当たっては、定性的評価（記述による評価）を含むこととする。

d) 評価結果の整理

- ・ 評価結果については、以下のとおり整理する。
 - ① 検討会の委員の評価（A～E）を4点～0点に換算し、委員全員の点数を単純平均する。この点数を評価結果とする。
 - ② 平均化された点数については、評価項目ごとの平均及びその合計も記載する。
 - ③ 定性的評価をまとめる。
- ・ 平均値算定にあたっては、小数点第1位を四捨五入する。

(区分の整理)

- ・ 事務局は、検討会の定量的評価の結果のみを用いて、Ⅰ～Ⅲの区分に分類する。

Ⅰ：検討会評価の点数が◎点以上のもの
（ヒアリングの対象とする候補）

Ⅱ：検討会評価の点数が◎点未満○点以上のもの
（ヒアリングの対象となり得る候補）

Ⅲ：検討会評価の点数が○点未満のもの
（ヒアリングの対象とはなり得ないもの）

※◎○は全体の点数分布、選定数とその対象とする候補数などにより決定

e) 公表について

- ・ 公表しない。

3. 検討会による総合審査及びヒアリング対象の決定（2次評価）

a) 実施主体

- ・ 検討会

b) 実施目的

- ・ ヒアリング対象の決定

c) 実施内容

- ・ 1次評価の結果を踏まえ、総合評価を行う。
- ・ 具体的には、1次評価で区分Ⅰ（ヒアリング対象候補）とされたものでヒアリング対象としないもの及び、区分Ⅱ（ヒアリング対象となりうる候補）・Ⅲ（ヒアリング対象外候補）でヒアリングの対象とするものについて、個別に審議を行う。また、区分Ⅲの結果についても確認する。

d) 評価結果の整理

- ・ ヒアリング対象及び対象外の2つに分類。
- ・ 区分Ⅰとされたものでヒアリング対象としないもの及び区分Ⅱ・Ⅲでヒアリングの対象とするものについて理由を整理する。
- ・ 上記以外の案件については、1次評価の結果をもって区分の理由とする。

e) 公表等

- ・ 1次評価及び2次評価の取りとめ内容を公表する（ヒアリング対象の公表と併せて実施する）。

【公表資料】

- ① ヒアリング対象（タイトル・提案者名）
- ② 1次評価における区分Ⅰ・Ⅱの評価結果及び区分Ⅲの件数。なお、区分Ⅲの個別名は非公表
- ③ 1次評価で区分Ⅰとされたが2次評価でヒアリング対象とならなかったもの、及び1次評価で区分Ⅱ・Ⅲとされたが2次評価でヒアリングの対象となったものについて、その変更理由

4. ヒアリングを踏まえた検討会による選定推薦案の作成（3次評価）

a) 実施主体

- ・ 検討会

b) 実施目的

- ・ ヒアリングを行い、選定対象として推薦するものの案を検討

c) 実施内容

- ・ 2次評価でヒアリング対象とした案件についてヒアリングを行い、検討会において選定対象として推薦するか否か等を評価する。

※ ヒアリングは、公開して実施

d) 結果の整理

- ・ 3次評価の結果については、選定対象として推薦するもの（以下「選定推薦案」という。）（a）及び今回の選定対象として推薦しないもの（b）の2つに分類。
- ・ ヒアリングの結果、選定推薦案（a）及び選定対象として推薦しないもの（b）となった案件については、それぞれその理由を整理。
- ・ 選定対象として推薦する際に、留保条件（※）が附された場合は当該条件も評価結果の一部とする。

(※) 留保条件

- ・ 取組内容の具体性が多少足りない場合等は評価が下がる可能性があるが、提案自体は推薦に値すると評価されることも想定される。この場合において、検討会からの意見として、例えば一部が見劣りする等の指摘事項があった場合でも、選定段階では補正することなく選定する（選定の過程において、提案内容の変更は指示しない）。
- ・ その場合は、検討会において推薦案件の決定に際して、留保条件を附すこととする。具体的には、前述の例について例示すると、「見劣りするとの意見のあった部分については、提案者側で再検討を行い、熟度を高め、今後の計画策定の段階で反映」の条件を附した案を検討会の評価結果として決定する。

e) 公表

- ・ この段階では公表しない（下記5の政府の決定と併せて公表）。

5. 政府による選定都市の決定及び選定結果の整理

- ・ 政府は、3次評価の結果等を踏まえ、①検討会の附した留保条件と同じ留保条件を附す、②検討会の附した留保条件を修正・追加する、③新たな留保条件を追加すること等の検討を行った上で、選定都市を決定する。
- ・ 仮に検討会が附した留保条件を外す場合には、その理由を整理。
- ・ 選定都市を決定する際に留保条件が附された場合には、当該条件も決定の一部とする。
- ・ 3次評価に基づく、検討会による選定推薦案（a）を選定都市から

除外する場合及び検討会において今回の選定対象として推薦しないもの（b）を選定都市とする場合には、その理由を整理。

公表等

- ・ 政府決定後、3次評価の内容と併せて公表

【公表資料】

① 選定対象

- ・ 選定都市名（留保条件がある場合には、これを含む。）
- ・ 選定理由（個別）

② 3次評価の評価結果

③ 選定都市と選定推薦案とで異なる場合の理由

評価プロセスのイメージ

